

第28回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召 集 令和7年10月27日(月) 13時30分
第28回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開 会 令和7年10月27日(月) 13時26分

3. 閉 会 令和7年10月27日(月) 14時13分

4. 出席委員

1番 石井	2番 尾崎	3番 市村	4番 中島	5番 菅野
6番 泉	7番 舟窪	8番 波多野	9番 小口	10番 小池
11番 田中	12番 武正	13番 羽田野	14番 星	15番 菱川
16番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 4番—中島委員 10番—小池委員

6. 議事録署名委員 1番—石井委員 2番—尾崎委員

7. 付議議件
議案第120号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
議案第121号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定
に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について
議案第122号 土地の現況地目証明願いについて
議案第123号 有休農地に関する措置を行った農地等の取扱いについて

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 川島 雄司
事務局 笠谷 俊介
事務局 廣島 蓮

9. 会議の概要

事務局	第28回斜里町農業委員会総会を開催いたします。 本日、4番、中島委員、10番、小池委員より欠席の報告を受けています。出席委員は16名中14名で定数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しております。 議長よろしく願います。
議長	それでは第28回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。 日程1、議事録署名委員に、1番石井委員、2番尾崎委員、願います。 日程2、議案第120号、農地法第18条の規定による合意解約通知について説明願います。
事務局	議案第120号農地法第18条の規定による合意解約通知について 下記の通り提出のあった合意解約通知の成立状況について確認を求める。 番号1、関係の土地については、字日の出1筆、地目は畑、面積は 16,000 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和元年12月25日から令和12年11月30日まで、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和7年10月1日となっております。 番号2、関係の土地については、字日の出1筆、地目は畑、面積は 37,186 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和2年6月29日から令和12年11月30日まで、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和7年10月1日となっております。 番号3、関係の土地については、字大栄8筆、地目は畑、合計面積は 97,474 m²、利用権の種類は使用貸借、契約期間は3筆が令和7年6月29日から令和17年6月28日まで、5筆が令和2年2月29日から令和12年11月30日まで、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和7年10月1日となっております。 番号4、関係の土地については、字朱円東5筆、地目は畑、面積は 56,533 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和元年12月25日から令和12年11月30日まで、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和7年10月1日となっております。 番号5、関係の土地については、字朱円東15筆、地目は畑、面積は 142,403.35 m²、利用権の種類は使用貸借、契約期間は平成26年12月22日から令和7年11月30日まで、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和7年10月1日となっております。以上です。
議長	合意解約通知について、番号1から5、確認決定してよろしいですか。
全員	よろしいです。

議長	それでは決定とします。 日程3、議案第121号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について説明をお願いします。
事務局	議案第121号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 農地中間管理機構に対して要請し、下記の農用地利用集積計画等促進計画(案)の決定について議決を求める。 また、農地中間管理機構が計画(案)のとおり認可申請した場合に、即日公告する旨の議決を求める。 (1)公社買入 番号1、関係の土地については字来運4筆、地目は畑、合計面積は48,657 m²、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、価格は8,894千円、10aあたり183千円となっております。 番号2、関係の土地については字来運2筆、地目は畑、合計面積は58,784 m²、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、価格は6,171千円、10aあたり105千円となっております。 番号3、関係の土地については字美咲2筆、地目は畑、合計面積は24,332 m²、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、価格は7,300千円、10aあたり300千円となっております。 (2)公社売渡 番号1、関係の土地については字来運4筆、地目は畑、合計面積は48,657 m²、申請の理由は譲渡人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、譲受人が経営規模拡大のため、価格は8,894千円、10aあたり183千円となっております。 番号2、関係の土地については字来運1筆、地目は畑、面積は30,479 m²、申請の理由は譲渡人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、譲受人が経営規模拡大のため、価格は3,223千円、10aあたり106千円となっております。 番号3、関係の土地については字来運1筆、地目は畑、面積は28,305 m²、申請の理由は譲渡人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、譲受人が経営規模拡大のため、価格は2,948千円、10aあたり104千円となっております。 番号4、関係の土地については字川上2筆、地目は畑、合計面積は44,281 m²、申請の理由は譲渡人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、譲受人が経営規模拡大のため、価格は14,701千円、10aあたり332千円となっております。 番号5、関係の土地については字美咲2筆、地目は畑、合計面積は24,332 m²、申請の理由は譲渡人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、譲受人が経営規模拡大のため、価格は7,300千円、10aあたり300千円となっております。 (3)公社借入 番号1、関係の土地については字日の出9筆、地目は畑、合計面積は202,935 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり3,000円

となっております。

番号2、関係の土地については字日の出1筆、地目は畑、合計面積は16,000 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり3,000 円となっております。

番号3、関係の土地については字日の出1筆、地目は畑、面積は28,800 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり3,000 円となっております。

番号4、関係の土地については字日の出1筆、地目は畑、面積は37,186 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり2,582 円となっております。

番号5、関係の土地については字朱円東9筆、地目は畑、合計面積は81,401.35 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり4,003 円となっております。

番号6、関係の土地については字朱円東5筆、地目は畑、合計面積は56,533 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり5,375 円となっております。

番号7、関係の土地については字豊倉4筆、地目は畑、合計面積は29,940.61 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり7,829 円となっております。

番号8、関係の土地については字美咲6筆、地目は畑、合計面積は50,962 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり11,000 円となっております。

番号9、関係の土地については字大栄8筆、地目は畑、合計面積は147,474 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり13,000 円となっております。

番号10、関係の土地については字朱円東1筆、地目は畑、面積は48,194 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり5,810 円となっております。

(4) 公社貸付

番号1、関係の土地については字日の出11筆、地目は畑、合計面積は256,121 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり2,939 円となっております。

番号2、関係の土地については字日の出1筆、地目は畑、面積は28,800 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり3,000 円となっております。

番号3、関係の土地については字朱円東6筆、地目は畑、合計面積は88,492 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり5,601 円となっております。

番号4、関係の土地については字豊倉4筆、地目は畑、合計面積は29,940.61 m²、利

	用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり7,829 円となっております。 番号5、関係の土地については字美咲6筆、地目は畑、合計面積は50,962 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり11,000 円となっております。 番号6、関係の土地については字大栄8筆、地目は畑、合計面積は147,474 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり13,000 円となっております。 番号7、関係の土地については字朱円東9筆、地目は畑、合計面積は97,636.35 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり4,241 円となっております。 位置図はそれぞれ記載となっております。別紙の農用地集積等促進計画に係る要件確認チェックリストの確認もお願いいたします。
議長	(1)公社買入、番号1から3について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	番号1から3まで決定します。
	(2)公社売渡、番号1から5について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	番号1から5まで決定します。
	(3)公社借入、番号1から10について決定してよろしいですか。
全員	意義なし。
議長	番号1から10まで決定します。
	(4)公社貸付、番号1から7について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	番号1から7まで決定します。
	これより休憩します。
	(一時休憩)
議長	それでは休憩を解き日程4、議案第122号、土地の現況地目証明願いについて説明をお願いします。

事務局	議案第122号、土地の現況地目証明願いについて、次の申請について審議を求める。 番号1、関係の土地については字日の出4筆、公簿、現況地目は記載のとおり、合計面積は 128,887 m²、証明を必要とする理由は地目変更登記申請のためとなります。 番号2、関係の土地については字越川1筆、公簿、現況地目は記載のとおり、面積は 1,923 m²、証明を必要とする理由は地目変更登記申請のためとなります。位置図は同頁に記載、現地確認委員、番号1が小池委員、尾崎委員、菱川委員、番号2が波多野委員、星委員、小口委員となります。
議長	番号1、現地確認委員、尾崎委員どうでしたか。
尾崎委員	問題ありません。
議長	問題なしということで区分1を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	番号1、決定します。 番号2、現地確認委員、波多野委員どうでしたか。
波多野委員	問題ありません。
議長	問題なしということで区分2を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	番号2、決定します。 日程5、議案123号、有休農地に関する措置を行った農地等の取扱いについて説明をお願いします。
事務局	議案第123号、有休農地に関する措置を行った農地等の取扱いについて。農地法第30条第1項に基づく利用状況調査の結果、すでに森林の様相を呈するなど、農業上の使用増進を図ることが見込まれない農地について、農地法の運用について、以下、運用通知第4(3)アに基づき以下のとおり議決する。 事由、下記の農地は運用通知第4(4)の基準に従って、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断する。手続、本総会決定後、運用通知第4(3)ウに基づき対象地の所有者等及び道、斜里町、法務局に対して非農地通知書を送付する。 番号1、関係の土地については字中斜里1筆、公簿、現況地目は記載のとおり、面積は 1,872 m²。番号2、関係の土地については字中斜里1筆、公簿、現況地目は記載の

議長	とおり、面積は1,893 m ² 。位置図については配付済みですので省略いたします。 番号1と2決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	番号1と2、決定いたします。
全員	日程6、その他、協議・報告事項をお願いします。 (一時休憩)
議長	本会議に戻し、全体を通して何か質問等ありませんか。 ありません。 以上をもちまして第28回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和7年10月27日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員 石井 孝幸

議事録署名委員 尾崎 知子

